

水路補修改修工法研究会 会則

水路補修改修工法研究会

第1章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、水路補修改修工法研究会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、水路補修改修工法の研究および実施を通じて、産業の発展と環境の保全を両立させ、国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水路補修改修工法の標準化及び規格化の推進
- (2) 水路補修改修工法の品質・性能及び安全性向上の推進
- (3) 水路補修改修工法の市場における認知の推進
- (4) 水路補修改修工法技術の適用拡大と普及の推進
- (5) 水路補修改修工法に関する関連機関、団体との交流及び協力
- (6) 1号から4号までにに関する調査、研究、広報及び講演会、研修会、展示会の開催
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会目的達成に必要な活動

(事務局)

第 4 条 本会は、事務局を、岡山市北区矢坂本町14番16号 株式会社アストン社内に置く。

第2章 会員

(種別)

第 5 条

1. 本会の会員は、正会員と特別会員とする。
2. 正会員は、本会の目的に賛同して入会する水路補修改修工法を利用、販売及び調査、研究する法人及び団体とする。
3. 特別会員は、本会の目的に賛同する学識経験者または実務経験者であって、本会の活動に協力する個人、法人及び団体とする。

(入会)

第 6 条

1. 本会の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を提出し、役員会の承認を得て入会する。
2. 法人または団体の会員は、法人または団体の代表者として権利を行使する者1名(以下「会員代表者」という)を届ける。
3. 会員代表者を変更する場合は、別に定める代表者変更届を提出する。

(会費)

第 7 条

1. 正会員は、別に定める会費を納入する。
2. 特別会員は、会費の納入を要しない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号に該当する場合は、会員資格を失う。

- (1) 脱会したとき
- (2) 法人または団体が解散し、または破産したとき
- (3) 会費を納入せず、催促後なお会費を1年以上納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(脱会)

- 第 9 条
1. 会員が本会を脱会しようとするときは、別に定める脱退届を提出する。
 2. 脱会しようとする者は、未納の会費がある場合には、これを支払う。

(除名)

- 第 10 条
1. 会員が次の各号に該当したときは、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を得て、これを除名することができる。
 - (1) 本会の会則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損しまたは本会の目的に反する行為をしたとき
 2. 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与える。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第 11 条
1. 会員が第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 組織

(役員の種類及び定数)

- 第 12 条
- 本会に、次の役員を置く。
- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 幹事 | 若干名 |
| (4) 監査役 | 1 名 |
| (5) 事務局長 | 1 名 |

(役員を選出)

- 第 13 条
1. 役員は必要に応じて正会員の内から選任し、総会の承認を得る。
 2. 補欠または増員のため、役員を選任する必要があるときは、役員会の議決を得て、これを行うことができる。この場合は、次の開催する総会において承認を得る。
 3. 会長、副会長、監査役および事務局長の選任は、役員会において選出し、総会の承認を得る。
 4. 監査役は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第 14 条
1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 3. 幹事は、総会にて承認された会の運営の基本方針に基づいた執行職務を行う。また、その都度重要事項の生じた場合はその審議を行い総会に諮る。
 4. 監査役は、本団体の会計および資産の状況を監査し、会計事務において不正の事実を発見した時に総会に報告する。また、これを報告する必要があると認める時は、総会の招集を請求する。
 5. 事務局長は、本会の事務全般の職務を行う。

(役員任期)

- 第 15 条
1. 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者または現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

- 第16条
1. 役員が次の各号に該当するときは、総会において、出席会員の3分の2以上の議決に基づいて、当該役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
 2. 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において当該役員に弁明の機会を与える。

(役員の報酬)

- 第17条
- 役員は、無報酬とする。

第4章 会議

第1節 総会

(種別及び構成)

- 第18条
1. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
 2. 総会は、正会員をもって構成する。
 3. 特別会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。ただし議決権は有しない。

(開催)

- 第19条
1. 通常総会は、毎年1回開催する。
 2. 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会の議決により請求があったとき
 - (2) 正会員の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面をもって請求があったとき

(招集)

- 第20条
1. 総会は会長が招集する。
 2. 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集する。
 3. 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知する。

(議長)

- 第21条
1. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
 2. 第20条第2項の規定により臨時総会を開催したときは、出席した会員から議長を選出することができる。

(定足数及び議決数)

- 第22条
1. 総会は、正会員の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立とする。
 2. 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。
 3. 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

- 第23条 総会においては、次の事項を審議決定する。
- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 会費
 - (5) 役員の選任及び解任
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他本会則に定めている事項
 - (8) 前各号のほか役員会で必要と認めた事項

(議事録)

- 第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 出席した会員の数（委任状を含む）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項

第2節 役員会

(構成)

- 第25条 役員会は、役員をもって構成する。

(招集)

- 第26条
1. 役員会は、会長が招集する。
 2. 役員会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知する。

(議長)

- 第27条 役員会の議長は、役員会にて選任された役員がこれにあたる。

(定足数及び議決数)

- 第28条
1. 役員会は、役員の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立とする。
 2. 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。
 3. 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第29条 役員会の議事録については、第24条の規定に準じる。

第3節 部会

(部会)

- 第30条 本会は、本会の活動を円滑に行うために、部会を置くことができる。

(部会の組織及び運営)

- 第31条 1. 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、役員会の議決による。
2. 部会には、その活動内容に応じて、分科会を設置することができる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 会費
(2) 寄付金品
(3) 資産から生じる収入
(4) その他の収入

(資産の管理)

- 第33条 本会の資産は、事務局長が管理し、その管理方法は、役員会の議決による。

(経費の支弁)

- 第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

- 第35条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第36条 1. 本会の事業計画書及び収支計画書は、毎事業年度開始前に役員会の同意を得た後、総会の議決を得る。
2. 当該事業年度開始前に総会を開催できない場合は、当該年度の開始の日から90日以内に総会の議決を得る。
3. 前項の場合は、総会の議決を得るまでの間、前事業年度予算に準じ収支、支出することができる。この場合の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

- 第37条 本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、毎事業年度終了後、役員会の同意を得た後、監査役の監査を受け、当該事業年度終了後90日以内に総会の議決を得る。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

- 第38条 会則の変更は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得てこれを行う。

(解散)

- 第39条 本会の解散は、総会において出席正会員の4分の3以上議決を得てこれを行う。

(残余財産の処分)

- 第40条 本会の解散のときに有する残余財産の処分は、総会において出席正会員の4分の3以上の議決を得てこれを行う。

第7章 補足

(細則等)

第41条 本会則の実施に関して必要な事項は、役員会の議決を得て、別に定める。

(付則)

この会則は、本会の設立日である平成20年1月25日より施行する。

施行日 : 2008年1月25日

第1回改定日 : 2017年5月25日

第2回改定日 : 2023年6月14日

第3回改定日 : 2024年5月23日

会費に関する規定

(金額)

- 第 1 条
1. 正会員の会費の金額は 12 万円/年とする。
 2. 会費は入会が期の途中であっても減額はしないものとする。
 3. 特別会員は会費の納入は要しないものとする。

(納入時期)

- 第 2 条
1. 会費の納入は入会の承認後 90 日以内に納入するものとする。
 2. 次年度以降の会費の納入は年度開始 90 日以内に 1 年分を全額納入するものとする。

(制定及び改定)

- 第 3 条
- 本規定の制定及び改定は総会において出席正会員の過半数の承認を得て行うものとする。

制 定 日 : 2008 年 1 月 25 日

第 1 回改定日 : 2024 年 5 月 23 日